

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月29日
【会社名】	新光電気工業株式会社
【英訳名】	SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 満晴
【本店の所在の場所】	長野県長野市小島田町80番地
【電話番号】	(026)283-1000(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート法務部長 清野 貴博
【最寄りの連絡場所】	長野県長野市小島田町80番地
【電話番号】	(026)283-1000(代表)
【事務連絡者氏名】	コーポレート法務部長 清野 貴博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第81回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき12円50銭 総額1,688,627,663円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実をはかるべく、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」へ移行するため、当社定款について所要の変更を行う。

また、上記変更に伴う条数の変更を行う。

監査等委員会設置会社への移行にあたり、取締役会の構成および運営方法の見直しをはかり、以下の変更を行う。

ア．定款第24条（代表取締役および役付取締役）

会長および社長以外の役付取締役の選定についての規定を削除

イ．定款第25条（取締役会の招集）

取締役会の招集権者については取締役会規則にて定めることに変更すべく、定款における当該規定を削除

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、豊木 則行、清水 満晴、依田 稔久、小平 正司および長谷部 浩の5氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、小川 喜彦、北澤 光二および佐伯 里歌の3氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額2億50百万円以内と定める。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内と定める。

第7号議案 役員賞与支給の件

当期末時の取締役7名に対し総額65,000,000円の役員賞与を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,176,933	634	1,287	(注)1	可決(99.23%)
第2号議案	1,175,566	2,001	1,287	(注)2	可決(99.11%)
第3号議案					
豊木 則行	1,033,118	144,443	1,287	(注)3	可決(87.10%)
清水 満晴	1,050,390	127,172	1,287		可決(88.56%)
依田 稔久	1,153,719	23,844	1,287		可決(97.27%)
小平 正司	1,167,312	10,251	1,287		可決(98.42%)
長谷部 浩	1,153,744	23,819	1,287		可決(97.27%)
第4号議案					
小川 喜彦	1,161,925	15,637	1,287	(注)3	可決(97.96%)
北澤 光二	1,174,016	3,548	1,287		可決(98.98%)
佐伯 里歌	1,174,097	3,467	1,287		可決(98.99%)
第5号議案	1,170,571	6,989	1,287	(注)1	可決(98.69%)
第6号議案	1,175,555	1,993	1,287	(注)1	可決(99.11%)
第7号議案	1,166,719	6,736	5,392	(注)1	可決(98.37%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分の議決権の数および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の合計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対および棄権に係る議決権の数の一部を加算しておりません。